



優良事業者ガイドラインの検討方針について

環境省

令和8年7月



優良事業者ガイドラインの目的と 本WGにおける検討の方向性について

優良事業者ガイドライン検討の背景①

- リユース業界では、関係法令を遵守しない不適正な事業者の存在、また、法令を遵守していても、消費者の「安全・安心」に配慮する事業者とそうではない事業者が混在している状況が、消費者からの信頼性の低下につながっている。
- こうした状況の背景には、事業者における関係法令の理解不足、法令遵守を超えて「安全・安心のために何をすべきか」、どのような事業者が優良か、といった業界共通の認識が広まっていないことがある。

安全・安心なリユース市場の創出に向けた問題意識



幅広い関係法令の整理・理解の不足

- リユース業の業態（ビジネスモデル）や取扱商品は多岐にわたるため、関係法令が幅広く、十分に理解・対応できていない事業者も存在し、その中には関係法令を遵守しない不適正事業者も一定数存在。



不明瞭な優良事業者像

- 消費者の安全・安心のために行われることが望ましい工夫が業界内で広く浸透・評価されていない。
- また、法令遵守以外に、どのような工夫が望ましいのかについて、統一的な見解も広まっていない。



消費者からの「安全・安心」への懸念

- どの事業者・サービスを選べば安心かが分かりにくい。
- 安全・安心に配慮した事業者とそうでない事業者が混在している。

優良事業者ガイドライン検討の背景②

- 過去、環境省では、リユース業における法令遵守を徹底し、不適切な事業者との差異化を明確にすることを目的に、関係法令（環境関連法、環境関連法以外）の整理を行っている。
- 一方で、上記整理から10年以上が経過しており、リユース業を取り巻く状況等が変わっていること等から、更新が必要となっている。

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理（Ver.1.0） （平成25年度）

<目次>

はじめに

0. リユース業全般に係る事項
1. 買取時に遵守すべき事項
 - (1) 一般廃棄物の収集運搬について
 - (2) 下取りの取り扱いについて
 - (3) 引越業も営む場合の特例（転居廃棄物）
 - (4) 家電リサイクル法対象品目の引取り義務（過去に自ら小売販売したもの）
 - (5) 家電リサイクル法対象品目のリユース・リサイクル仕分けガイドライン
 - (6) 家電リサイクル法対象品目のフロン類の漏洩防止
2. 販売・保管時に遵守すべき事項
 - (1) リユース品の適正な輸出
 - (2) 家電リサイクル法対象品目の引取り義務（小売販売との引替えの引取り）
 - (3) 家電リサイクル法対象品目の保管について
3. 廃棄時に遵守すべき事項
 - (1) 売れ残り等の廃棄時について（当該製品が産業廃棄物に該当する場合）
 - (2) 専ら物の取扱いについて
 - (3) 家電リサイクル法対象品目の引渡義務について
 - (4) 小型家電リサイクル法対象品目の認定事業者等への引渡について
4. 消費者の責務
 - (1) 循環型社会形成推進基本法における国民の責務
 - (2) 廃棄物処理法における国民の責務
 - (3) 家電リサイクル法における消費者の責務
 - (4) 小型家電リサイクル法における消費者の責務

リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理 （平成26年度）

<目次>

1. 目的と概要
2. リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）
3. リユース業が遵守すべきポイント
 - 3.1 犯罪の防止等に関する法令
 - (1) 「古物営業法」について
 - 3.2 リユース品の買取・販売に関連する法令
 - (1) 「景品表示法」について
 - (2) 「特定商取引に関する法律」について
 - (3) 「不正競争防止法」について
 - (4) 「消費者契約法」について
 - (5) 「個人情報保護に関する法律」について
 - 3.3 特定の製品を取り扱う際に遵守すべき法律
 - (1) 「電気用品安全法」について
 - (2) 「消費生活用製品安全法」について
 - 3.4 マネー・ローンダリング対策等に関する法律
 - (1) 「犯罪収益移転防止法」について
4. 参考文献・資料一覧

優良事業者ガイドライン検討の背景③

- リユース業界では、既に業界団体を中心として、リユースの信頼性向上に向けて、講座や検定の実施、ガイドラインの制定等が行われている。
- 但し、主に法令と実務の理解を促す取組では、前頁で紹介した関連法の全てが網羅されているわけではない。また、主に消費者の安全・安心に向けた工夫の実施を掲げる取組では、特定の場面に関するものに限定されている。

<リユースの信頼性向上に向けた既存の取組（例）>

取組		概要
主に法令と実務の理解を促す取組	JRO認定事業者養成講座（JRO）	■ 古物取引の実務に必要な知識の普及と優良事業者の育成を目的として実施。 ■ リユース事業を営む事業者及びその従業員を対象とし、古物取扱主任者講座を開設。試験に合格したものには、「JRO認定事業者証」資格証を発行している。 ■ 講座の具体的内容は、古物営業法、特定商取引法、廃棄物処理法等の関連法規の概要や、各種法令に関連して必要となる書類の作り方等の実務等が学べるもの。
	リユース検定（JRAA）	■ リユース営業に必要な知識を備えた人材の育成を通じて、消費者が安心して利用できるリユース業界の健全な発展に貢献することを目的に「リユース検定」を実施。検定合格者を、「リユース営業士」として認定している。 ■ リユース検定の教本（リユースハンドブック）では、古物営業法を中心に、個人情報保護法、製造物責任法、資源有効利用促進法、特定商取引法などの関連法規の基本知識や留意すべき事項などが実務の流れに沿って解説されている。
主に消費者の安全・安心に向けた工夫の実施を掲げる取組	リユース事業に関するガイドラインの制定（JRAA）	■ リユース市場の透明性及び健全性を高めることを目的に実施。 ■ 催事買取（イベント買取）、出張買取、店頭に掲示物や広告物における消費者が誤認しやすい表示等（誇大広告等）に関して協会独自の遵守事項を会員企業・弁護士法人と共に制定するとともに、それらの定期的な啓発を行っている。

優良事業者ガイドライン検討の目的

- こうした背景を踏まえ、安全・安心なリユース市場の創出に向けて、現在のリユース業界を取り巻く課題を解決するべく、「優良事業者ガイドライン」の策定を目指す。
- なお、ガイドライン策定後（令和9年度末以降）は、ガイドラインを活用しながら優良事業者等への支援（「優良事業者」を評価・後押しする仕組みづくり等）を実施することを想定する。

安全・安心なリユース市場の創出に向けた課題	優良事業者ガイドラインによる解決の方向性
■ 幅広い関係法令の整理・理解の醸成	■ ガイドラインにおいて、対象とするリユース業の範囲を明確にしたうえで、<u>当該範囲において事業者が遵守・留意すべき法令を網羅的に整理。</u> ■ 分かりやすさの観点から、<u>どの業態の事業者がどの場面で法令遵守を意識すべきか</u>を取りまとめ、関係事業者の理解を促すことを想定する。
■ 優良事業者像の明確化	■ 法令遵守にとどまらない、優良事業者に求められる姿を整備することを想定。 ■ 特に<u>消費者が不安を感じる要素ごとに、消費者の安全・安心のために行われることが望ましい取組等も整理</u>することを想定。

WGにおける検討の方向性

- WG（2回）の開催時期・想定議題・議論の方向性等を以下の通り想定。
- WGでの議論を踏まえて、本年度（令和8年度）中にガイドラインの素案作成を目指す。

想定する主な議題（案）と議論の方向性

第1回WG （本日）	1. <u>優良事業者ガイドラインの目的と本WGにおける検討の方向性について</u> ✓ <u>安全・安心なリユース市場の創出に向けた課題と優良事業者ガイドラインによる解決の方向性（ガイドライン策定の目的）</u>についてご議論をいただく。 2. <u>優良事業者ガイドラインの基本的な整理方針について</u> ✓ <u>ガイドラインの基本的な整理方針（対象・観点・構成等）</u>についてご議論をいただく。 3. <u>優良事業者ガイドラインにおける具体的な優良事業者像について</u> ✓ 現時点で想定する優良事業者を定義する際の観点（「法令遵守状況」、「消費者の安全・安心に向けた工夫の実施状況」等）<u>ごとに、具体的な優良事業者像の方向性</u>についてご議論をいただく。
第2回WG （11～12月） ※議題は（仮）	1. <u>優良事業者ガイドラインにおける具体的な優良事業者像に関する追加的検討</u> ✓ 第1回WGでの議論を踏まえて、具体的な優良事業者像や優良事業者に求められる実施事項を再度検討することを想定。 2. <u>優良事業者ガイドライン（骨子案）の検討</u> ✓ 優良事業者ガイドライン（骨子案）を示し、ご意見をいただくことを想定。

WGでの議論を踏まえて、優良事業者ガイドライン（素案）を作成（本年度（令和8年度）中）

関係業界へのヒアリング等を通じた素案の精査およびガイドラインの策定（令和9年度中）

優良事業者ガイドラインの 基本的な整理方針について

優良事業者ガイドラインの基本的な整理方針に係る論点と方向性

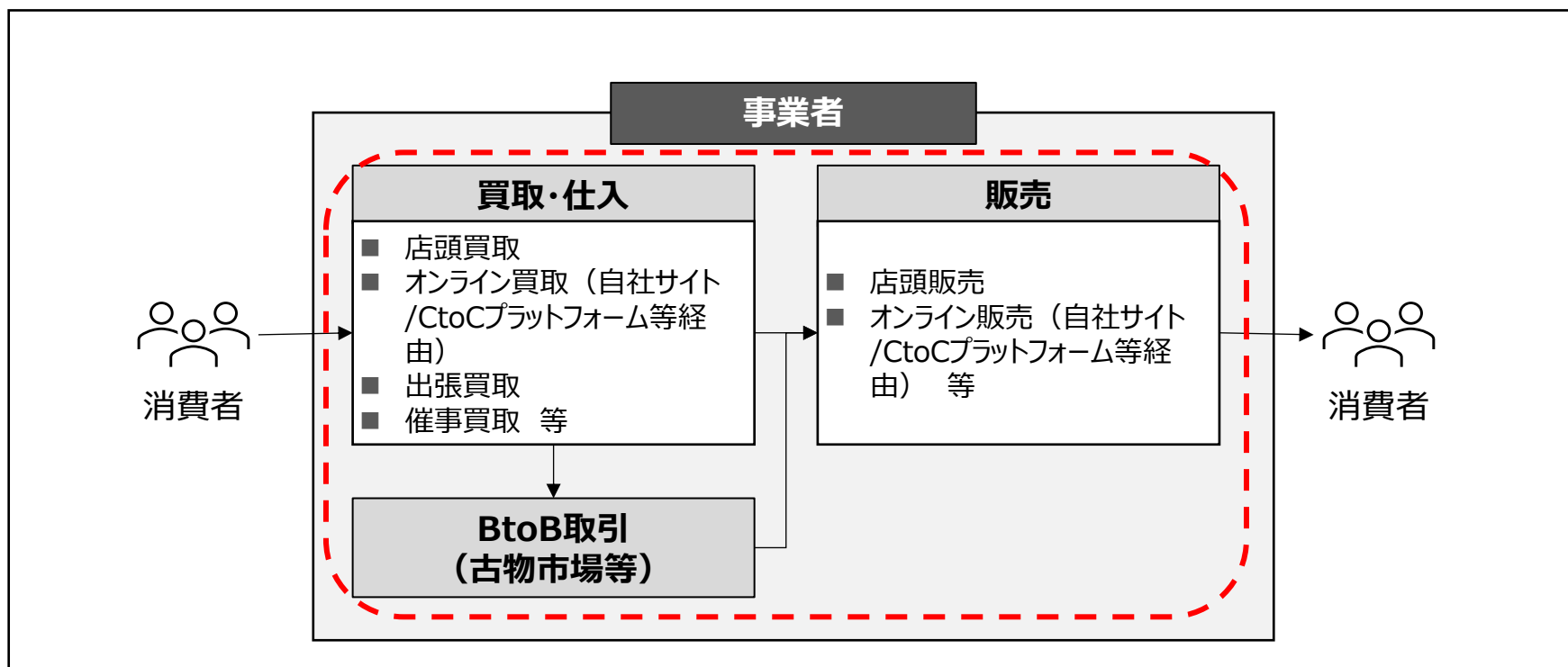
- 優良事業者ガイドラインの策定にあたっては、以下をあらかじめ整理する必要がある。
 - リユース関連事業者のうち、どのような事業者を対象とするか
 - どのような観点から「優良」と評価するか
 - ガイドラインの構成・目次をどう整理するか
- 各論点において現状想定する方向性（案）は以下の通り。

優良事業者ガイドラインの 基本的な整理方針に係る論点	想定する方向性（案）
論点 1 対象とする事業者（業態・取扱品目）の範囲	■ リユースを業とする事業者で、消費者からの買取機能、消費者への販売機能、またはその両方を持つ事業者が対象と想定。 ■ リユースショップ等で一般的に扱われる品目を幅広く対象とすることを想定。
論点 2 優良事業者を定義する際の 観点	■ 以下の観点から優良事業者を定義することを想定。 ● 「法令遵守状況」 ● 「消費者の安全・安心に向けた工夫の実施状況」 ● 「環境負荷低減に向けた取組の実施状況」 ● 「企業のガバナンス体制等」
論点 3 ガイドラインの構成・目次	■ 上記の論点 1、論点 2 で検討する事項を踏まえて、「あるべき優良事業者像」、「求められる実施事項」を整理することを想定。 ■ 法令遵守については、過去検討の蓄積を踏まえて、別冊（環境関連法、環境関連法以外）として更新・作成し、ガイドラインの参照先とする。

※各論点における詳細は、次頁以降に記載

論点 1－1 対象とする事業者の業態の範囲

- リユースを業とする事業者で、消費者からの買取・仕入機能、消費者への販売機能、またはその両方を持つ事業者が対象と想定。（その他、CtoC事業者等（プラットフォーマー等）も含む）
- 但し、消費者を介さない取引を行うBtoB事業者（古物市場等を営む事業者等）も、関係法令の整理を含め検討対象とする。



論点 1－2 対象とする事業者が取り扱う品目の範囲

- リユースショップ等で一般的に扱われる品目を幅広く対象とすることを想定する。
- 但し、自動車、バイク、原付バイク等は、それらを専門に扱う事業者が多く、他の品目を扱う事業者と商流等が異なると想定されることから、本ガイドラインの対象外とすることを想定する。

<ガイドラインが対象とする事業者が取り扱う品目の例>

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| ■ 家具類（机、椅子、ベッド、テーブル、棚など） | ■ 家電製品（テレビ、洗濯機、冷蔵庫等） |
| ■ 衣類・服飾品等（ブランド品含む） | ■ スマートフォン、パソコン・周辺機器 |
| ■ ベビー・子供用品（ベビーカー、ベッド、ベビー服など） | ■ カメラ・周辺機器（デジタルカメラも含む） |
| ■ 日用品・生活雑貨（食器類、キッチン用品など） | ■ 自転車、自転車部品・パーツ |
| ■ スポーツ・レジャー用品（ゴルフ、スキー、釣り具など） | ■ カー用品（カーオーディオ、カーナビ、タイヤなど） |
| ■ 書籍 | ■ 楽器類（ギター、ピアノなど） |
| ■ ゲーム機器、ソフト・メディア類 | ■ 貴金属類 |
| ■ 玩具・模型 | ■ 骨とう品　・・・等 |

※ 上記は、環境省「リユース市場規模調査」の対象品目（自動車、バイク・原付バイク、その他を除く）を念頭に、リユースに関する信頼性低下につながる事案（消費者トラブル）に繋がりがやすい品目（貴金属類、骨とう品）を追加したもの。

(参考) 古物営業法で対象としている品目

- 古物営業法は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るために定められた法律であり、古物営業法施行規則第2条で13品目に区分されている。古物商は、買取時の相手方の確認義務があり、1万円未満では一部の品目（書籍、ゲームソフト等）を除きその義務が免除されている。

<古物営業法施行規則第2条で定める古物の13区分>

- 一 美術品類（書画、彫刻、工芸品等）
- 二 衣類（和服類、洋服類、その他の衣料品）
- 三 時計・宝飾品類（時計、眼鏡、宝石類、装身具類、貴金属類等）
- 四 自動車（その部分品を含む。）
- 五 自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部分品を含む。）
- 六 自転車類（その部分品を含む。）
- 七 写真機類（写真機、光学器等）
- 八 事務機器類（レジスター、タイプライター、計算機、謄写機、ワードプロセッサ、ファクシミリ装置、事務用電子計算機等）
- 九 機械工具類（電機類、工作機械、土木機械、化学機械、工具等）
- 十 道具類（家具、じゅう器、運動用具、楽器、磁気記録媒体、蓄音機用レコード、磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物等）
- 十一 皮革・ゴム製品類（カバン、靴等）
- 十二 書籍
- 十三 金券類（商品券、乗車券及び郵便切手並びに古物営業法施行令（平成七年政令第三百二十六号）第一条各号に規定する証票その他の物をいう。）

<買取時の相手方の確認義務等の対象品目（古物営業法施行規則第16条）>

買受金額	品目	相手方の確認義務	帳簿等への記載等義務
1万円未満	自動二輪車及び原動機付自転車（部分品を含む。）／書籍／CD・DVD／ゲームソフト／エアコンディショナーの室外ユニット等／電線／グレーチング（金属製のものに限る。）	必要	必要
	上記以外の品目	免除	免除
1万円以上	すべての品目	必要	必要

論点2 優良品業者を定義する際の観点について

- 優良品業者ガイドラインでは、「安全・安心なリユース市場」、ひいては「適正なリユース市場」¹⁾の創出に貢献する優良品業者像を明らかにすることが求められる。
- そのため、「法令遵守」はもちろん、「消費者の安全・安心に向けた工夫」、「環境負荷低減に向けた取組」を行う事業者であることが求められる。
- また、消費者が安心してサービスを利用するためにも、安定かつ継続した事業運営が可能であること（「健全な企業ガバナンス体制等を有すること」等）も求められると想定する。

優良品業者を定義する際の観点	あるべき優良品業者像（案）
法令遵守状況	■ 守るべき法令等を網羅的に把握し、すべての事業活動において遵守されている。
消費者の安全・安心に向けた工夫の実施状況	■ 消費者が不安を感じる場面ごとに、不安を軽減する工夫を継続的に行っている。
環境負荷低減に向けた取組の実施状況	■ リユースに伴う廃棄物の削減・製品の長寿命化等を通じて環境負荷低減に実質的に貢献している。
企業のガバナンス体制等	■ 安定かつ継続した事業運営を可能にする基盤として、健全な企業ガバナンス体制等を有する。

※各観点における「あるべき優良品業者像」については、議事（3）で議論することを予定。

1) 適正なリユース市場：環境負荷低減に資する取組を実施する、優良品業者が評価される安全・安心なリユース市場（環境省が、「リユース等の促進に関するロードマップ」で掲げる将来像において、創出を目指している）

論点3 ガイドラインの構成・目次

- これまでの整理を踏まえ、ガイドラインの構成・目次（案）を以下の通り整理した。
- なお、関係法令の整理について、ガイドライン本体ではなく、別冊として作成・更新することを想定。

優良事業者ガイドライン（仮称）の構成・目次案

- （１）はじめに
 - （２）本ガイドラインで定めるリユースの範囲・対象
 - （３）優良事業者としてあるべき姿・求められる実施事項
 - ①関係法令の遵守（※）
 - ②消費者の安全・安心に向けた工夫の実施状況
 - ③環境負荷低減に向けた取組
 - ④企業のカバナンス体制等
- ①～④の各項目について、
下記2点を整理
- ア）あるべき優良事業者像**
イ）求められる実施事項

※関係法令の遵守について、「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理（Ver.1.0）（平成25年度）」、「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理（平成26年度）」の各資料について、最新動向を反映させて別冊で参照先として整理（別々に更新できるようにするため、一体としないことを想定）。

ご意見をいただきたい事項

- 議事（２）では、論点ごとにご議論をいただき、特に対象とする事業者（業態・取扱品目）の範囲、優良事業者を定義する際の観点については、**その方針を決めていただきたい**。
- 上記を踏まえ、特に以下についてご意見をいただきたい。
 - 対象とする事業者の業態や、取扱品目の範囲に違和感はないか。
 - 現状の優良事業者を定義する際の観点は充足しているか。見直すべき点や追加すべき点等はあるか。
 - 現在想定する優良事業者ガイドラインの構成・目次に違和感はないか。

(参考) R7年度検討会における主なご意見と対応方針

- なお、ガイドラインの検討方針については、R7年度「使用済製品のリユースの促進に係る検討会」(第3回)にて、委員からご意見をいただいている。本WGでは、いただいた意見も踏まえつつ、資料の作成・論点化等を行っている。

	いただいた主なご意見	対応方針(案)
優良事業者を定義する際の観点について	■ リユース業において適正処理と利益確保の観点から、売れ残り品を適正に処理しているかどうかは非常に重要な項目であり、この点を意識しながら基準議論を進める必要がある。(田崎委員) ■ 優良事業者の基準では、リユース率などのパフォーマンス指標も評価対象とすべきではないか。事業者によって、修理してリユースするか否か、部品取りのみ行うかなど対応が異なり、こうした実績や取組の違いをどう評価するか検討が必要である。(山川委員)	■ 「環境負荷低減に向けた取組の実施状況」に関する観点で、検討を具体化していくことを想定。
対象とする事業者(業態・取扱品目)の範囲について	■ 品目ごとに特性が大きく異なるため、「品目+製品特性」に応じた検討が必要である。また、他分野の団体が作成したガイドラインもあるので、今後の調査でフォローすべきである。(佐々木委員) ■ 現時点では主にリユースショップの優良事業者を想定していると思われるが、リユース品を集める段階と販売する段階を分けて、優良販売店および優良回収事業者として別々に認証することも検討すべきである。また、新品販売とリユース販売を併営する事業者や、リサイクラーでありつつリユースも行う事業者、国外リユースや輸出主体の事業者など、境界領域や複合事業者をどこまで対象に含めるかが今後の重要な論点である。(田崎委員)	■ 委員が懸念する事業者の認定範囲・区分等の扱いが明確になるようにWGで論点化。 ■ また他のガイドラインについても調査を実施。
ガイドラインを活用した支援の方向性について	■ 自ら「優良」と称するが検定等に従っていない業者も想定されるため、環境省ウェブサイト上でどのような形で認証しているかが一覧で確認できる仕組みがあると信頼性向上に有効。さらに、一度認証されても業態変化で優良でなくなる可能性があるので、認定の更新方法も検討課題に含めるべきである。(沼田委員) ■ 特に生活者や自治体が優良事業者を簡便に見分けられる目安になることが重要である。そのため、事業者向けの基準提示だけでなく、生活者・自治体に対して「どこに着目すれば優良事業者とそれ以外を見分けられるか」を分かりやすく示す役割も持つべきである。生活者はガイドラインの細部まで理解する必要はなく、「どこを見ればよいか」が分かるようなかみ砕いた説明が必要であり、ガイドライン策定後に別途説明方法を考えるのではなく、策定と並行して周知方法を検討するのが合理的である。(手塚委員) ■ 優良事業者ガイドラインの運用段階では、優良事業者マークを設けることで消費者が優良事業者を見つけやすくなり、購入促進にもつながると考える。ロードマップに記載の「リユース促進キャンペーン」など、生活者の目に触れる機会が多い施策と連携して進めるべき。(沼田委員)	■ ガイドラインを活用した支援の方向性についてについては、いただいた意見を踏まえて今後検討。

優良事業者ガイドラインにおける 具体的な優良事業者像について

ガイドラインにおける具体的な優良事業者像の検討の方向性

- これまで整理した優良事業者を定義する際の観点ごとに、「あるべき優良事業者像」及び、ガイドラインで示す「あるべき優良事業者」に求められる実施事項を検討する。
- なお、本日の議論では、あるべき優良事業者像の検討にとどめ、優良事業者の評価基準/認定基準等の検討は行わないこととする。

＜各観点におけるあるべき優良事業者像と求められる実施事項（案）＞

優良事業者を定義する際の観点	あるべき優良事業者像	ガイドラインで示す「あるべき優良事業者」に求められる実施事項
法令遵守状況	■ 守るべき法令等を網羅的に把握し、すべての事業活動において遵守されている。	■ 主な関係法令等を一覧化し、「どの場面で」「何に注意すべきか」を整理する。 そのうえで、これらの法令を理解し、全店舗・全従業員が日常的に遵守していることを求める。
消費者の安全・安心に向けた工夫の実施状況	■ 消費者が不安を感じる場面ごとに、不安を軽減する工夫を継続的に行っている。	■ 消費者が不安を感じやすい場면을整理し、その場面ごとに適宜必要な工夫を行っていることを求める。 ■ 参考情報として、優良事業者が行っている代表的な工夫例等も併せて示すことを想定。
環境負荷低減に向けた取組の実施状況	■ リユースに伴う廃棄物の削減・製品の長寿命化等を通じて環境負荷低減に実質的に貢献している。	■ 行動原則として、環境負荷低減に資する取組および、その実態把握を事業者を求める。 例) 自社が仕入れた商品のリユース（販売）状況や、廃棄の実態（リサイクル/焼却等）を可能な範囲で把握し、必要に応じて適切に改善していること（海外リユース含む）
企業ガバナンス体制等	■ 安定かつ継続した事業運営を可能にする基盤として、健全な企業ガバナンス体制等を有する。	■ 健全な企業ガバナンス体制等の観点を示し、その観点と合致した企業運営を求める。

※各観点における詳細は、次頁以降に記載

法令遵守状況に係る優良事業者像（案）

- 本観点では、リユース業を営む者が遵守すべき法令等を整理し、各法令等が特に関連する業務上の場面を明らかにする。
- ガイドラインでは、これらの法令等及び特に関連する場面の一覧を示し、これらの法令を理解し、日常的に遵守することを優良事業者に求めることを想定する。

あるべき優良事業者像	■ 守るべき法令等を網羅的に把握し、事業者が適切に遵守している。
ガイドラインで示す「あるべき優良事業者」に求められる実施事項	■ 主な関係法令等を一覧化し、「どの場面で」「何に注意すべきか」を整理する。そのうえで、これらの法令を理解し、全店舗・全従業員が日常的に遵守していることを求める。

<リユース業に関連する主な関係法令等>

主な場面	環境関連の法令等	環境関連以外の法令等
事業全般	■ 循環型社会形成推進基本法 ■ 資源の有効な利用の促進に関する法律	■ 古物営業法 ■ 個人情報保護に関する法律 ■ 暴力団排除条例 ■ 民法
買取・仕入	■ 廃棄物処理法 ■ 家電リサイクル法 ■ 環循規発第2003301号（下取りに関する通知）	■ 古物営業法 ■ 消費者契約法 ■ 商標法 ■ 著作権法 ■ マイナンバー法 ■ 犯罪による収益の移転防止に関する法律 ■ 特定商取引に関する法律
販売・保管等	■ 廃棄物処理法 ■ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）	■ 商標法 ■ 著作権法 ■ 古物営業法 ■ 景品表示法 ■ 不正競争防止法 ■ 消費者契約法 ■ 製造物責任法 ■ 消費生活用製品安全法／ガス事業法 ■ 特定商取引に関する法律
廃棄	■ 廃棄物処理法 ■ 使用済家電製品の廃棄物該当性判断に関する通知（環廃企1号） ■ 小型家電リサイクル法	

調査対象とする法令等：環境関連の法令等

主に関連する場面（例）		主な法令等	主な規定（例）
事業全般		■ 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）	リユースをリサイクル・熱回収・適正処分よりも優先（第7条） 事業者の責務：廃棄物の発生抑制、循環資源の自ら適正な利用・処分（第11条）
買取・仕入	中古品として買い取ることができない廃棄物の引き取りを依頼された場合	■ 廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）	一般廃棄物収集運搬業の許可が必要（第7条） 産業廃棄物収集運搬業の許可が必要（第14条） ※ただし、下記の「下取りを行う場合」を除く。
	過去に家電4品目を販売しており、引取を求められた場合	■ 家電リサイクル法（平成10年法律第97号）	小売販売者の引き取り義務（第9条）
	下取りを行う場合	■ 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）（環循規発第2003301号）	新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する「下取り行為」については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要。 （但し、無償ではなく、料金を受け取って引き取ることは不可）
販売・保管等	事業者が輸出をする場合	■ 廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）	一般廃棄物の輸出時の環境大臣の確認（第10条） 産業廃棄物の輸出時の環境大臣の確認（第15条の4の7）
		■ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）（平成4年法律第108号）	家電4品目、小電2品目を含む使用済み電気・電子機器を輸出する際、「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」に基づき、バーゼル条約附属書IVに掲げる処分作業が行われるものではない中古品（リユース目的）か否か判断。
廃棄		■ 廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）	事業者による廃棄物の適正処理義務（第3条） 産業廃棄物処理基準、保管基準の遵守（第12条） 許可を受けた産業廃棄物処理業者への処理委託（第12条）
		■ 使用済家電製品の廃棄物該当性判断について（通知）（環廃企1号）	使用済家電の廃棄物該当性の判断は、「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」（環境省、経済産業省）等に基づき適切に実施
		■ 小型家電リサイクル法（平成24年法律第57号）	事業者の責務（認定事業者等への引き渡し等、第7条） 小売業者の責務（適正な排出を確保するための協力、第8条）

調査対象とする法令等：環境関連以外の法令等（1/2）

主に関連する場面（例）		主な法令等	主な規定（例）
事業全般		■ 古物営業法（昭和24年法律第108号）	古物営業の許可等（第2条-第10条の2）、標識の掲示等（第12条）等
		■ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	個人情報の利用目的の特定（第15条-第16条）、安全管理措置（第20条）等
		■ 暴力団排除条例	暴力団対策法に紐づき、暴力団との交際禁止等を規定
買取・仕入	買取を行う場合	■ 消費者契約法（平成12年法律第61号）	不実告知、不利益事実の不告知、不退去の場合等の契約の取消（第4条-第7条）、不当な消費者契約の条項の無効（第8条-第10条）等
		■ 商標法（昭和34年法律第127号）	偽ブランド品（権利者の許諾なく他人の登録商標又はこれに類似する商標を付した商品）を仕入れ、販売する目的で保管したり、販売・展示・広告したりすることは、商標権の侵害になり得る（第25条、第37条第1号・第2号等）
		■ 著作権法（昭和45年法律第48号）	他人の著作物（市販ソフト・音楽CD・DVD・BD、ゲームソフト、コミック・書籍等）について、権利者の許諾なく複製された違法コピー品や海賊版を、後に販売等する目的で買取・仕入れし、保管・販売・貸与等の流通に関与することは、著作権侵害を前提とした違法な流通行為となり得る（第21条、第26条、第113条等）
	買取時に本人確認ならびにその記録を行う場合	■ 古物営業法（昭和24年法律第108号）	本人確認・不正品申告の義務（第15条）、帳簿等への記載・記録義務（第16条）等
		■ マイナンバー法（平成25年法律第27号）	マイナンバーカードを本人確認に用いる場合、裏面のコピー禁止
	特に宝石・貴金属等の売買を行う場合	■ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）	宝石・貴金属等の売買で、200万円超の現金取引を行う際の取引時確認（第4条）、確認記録の作成・保存（第6条）、取引記録の作成・保存（第7条）、疑わしい取引の届出（第8条）等
	訪問購入を行う場合	■ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）	訪問購入における不招請勧誘の禁止（第58条の6）、書面交付義務（第58条の8）、クーリングオフ（第58条の14）等

（出所）環境省「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」（2014）、（一社）日本リユース業協会「リユースハンドブック（改訂7版）」（2025）、手塚一郎「リユースと法律」（2025）及び該当する法令の文言等を参考に事務局作成。

（注）消費者契約法および製造物責任法等は民法の特別法にあたる。

調査対象とする法令等：環境関連以外の法令等（2/2）

主に関連する場面（例）		主な法令等	主な規定（例）
販売・保管	物品を販売・保管する場合	■ 商標法（昭和34年法律第127号）	他人の登録商標又はこれに類似する商標を、その指定商品等に付した偽ブランド品について、販売を目的とした保管・販売・展示・広告をすることの禁止（第37条第1号・第2号）等
		■ 著作権法（昭和45年法律第48号）	他人の著作物（市販ソフト・音楽CD・DVD・BD、コミック・書籍等）の違法コピー品（権利者の許諾なく複製されたもの）について、販売を目的とした保管・販売・展示・広告の禁止（第21条、第26条等、第113条等）
		■ 景品表示法（昭和37年法律第134号）	優良誤認・有利誤認の禁止
		■ 不正競争防止法（平成5年法律第47号）	他人の商品等表示と同一もしくは類似の商品等表示を使用するなどして、他人の商品と混同を生じさせる行為の禁止（第2条）、不正な物品（例：偽部ブランド品、不正チューナーの譲渡等）の取り扱い禁止等
		■ 消費者契約法（平成12年法律第61号）	不実告知、不利益事実の不告知、不退去の場合等の契約の取消（第4条-第7条）、不当な消費者契約の条項の無効（第8条-第10条）等
		■ 製造物責任法（平成6年法律第85号）	製品の欠陥によって損害を被ったことを証明した場合に、被害者が損害賠償を求めることができる旨を規定 ※単なる販売事業者は原則として賠償請求先とならないが、製造物を加工または輸入した場合は請求先となりうる
		■ 古物営業法（昭和24年法律第108号）	対価の総額が1万円以上の特定の物品（美術品類等）等を販売する場合、取引の記録を必須とする（施行規則）
	特定の物品を販売する場合	■ 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）	特定製品（電気用品、都市ガス用器具等）の安全確保のため、販売時に特定のマーク（PSEマーク、PSCマーク等）の確認を義務化
		■ ガス事業法（昭和29年法律第51号）等	
	通信販売を行う場合	■ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）	広告における表示事項（第11条）、誇大広告の禁止（第12条）、いわゆる最終確認画面における表示事項（第12条の6）等
	下取りを行う場合	■ 古物営業法（昭和24年法律第108号）	古物営業法の買取にあたる場合、本人確認・不正品申告の義務（第15条）、帳簿等への記載・記録義務（第16条）等

（出所）環境省「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」（2014）、（一社）日本リユース業協会「リユースハンドブック（改訂7版）」（2025）、手塚一郎「リユースと法律」（2025）及び該当する法令の文言等を参考に事務局作成。

（注）消費者契約法および製造物責任法等は民法の特別法にあたる。

消費者の安全・安心に向けた工夫の実施状況に係る優良事業者像（案）

- 本観点では、**消費者が不安を感じやすい場面ごとに、実際に事業者が行っている代表的な工夫例を整理**する。
- ガイドラインでは、これらの工夫例を示しつつ、各場面における不安の解消に向けて、継続的に不安を軽減する工夫を行うことを優良事業者を求めることを想定する。

あるべき優良事業者像	■ 消費者が不安を感じる場面ごとに、不安を軽減する工夫を継続的にしている。
ガイドラインで示す「あるべき優良事業者」に求められる実施事項	■ 消費者が不安を感じやすい場面を整理し、その場面ごとに優良事業者が行っている代表的な工夫例等を示す。 ■ より具体的な取組内容は、必要に応じてコラム等で紹介する

消費者が不安を感じやすい場面	各場面における主な不安	消費者の安全・安心のために行われることが望ましい主な取組等
①取引開始前 （広告・勧誘・問い合わせ）	■ 事業者の信頼性 ■ 広告内容の信頼性（誇大表示、条件の不明確さ）	■ P24に整理
②買取取引 （消費者からの買取）	■ 査定・買取価格の透明性の担保 ■ 押し買い等への対応 ■ 取引の信頼性（クーリングオフ等の対応可否等）	■ P24に整理
③販売取引 （消費者への販売）	■ 商品の品質・状態・真贋 ■ 販売品の適正な仕入れ・管理 ■ 情報開示や説明の適切さ ■ 配送・設置でのトラブルや事故	■ P25に整理
④取引後 （トラブル発生時等）	■ 保証の有無 ■ 故障や不具合時の相談等への対応可否 ■ 個人情報の取り扱い	■ P25に整理

消費者の安全・安心に向けた工夫の実施例①

- JRAA等の業界団体が発行するガイドラインや、リユースに携わる事業者が公開する有価証券報告書等を参考に、消費者の安全・安心のために行われることが望ましい主な取組を整理した。
- なお、法令趣旨に沿った取組・対応は、「法令遵守状況」の観点と重複するが、消費者の安全・安心のために特に重要と思われる取組・対応は、一部ここに含めることとした。

場面	消費者の主な不安	消費者の安全・安心のために行われることが望ましい主な取組等
① 取引 開始前	■ 事業者の信頼性	■ 法令遵守等に向けた教育の実施（コンプライアンス教育、法令・ガイドライン遵守） ■ イベント等（催事買取等）における連絡先（電話番号等）の開示
	■ 広告内容の信頼性（誇大表示、条件の不明確さ）	■ 根拠のない表現・誇大表現（業界初・絶対・100%等）の禁止 ■ 広告主の明示（誰が販売・買取を行うのかを明確に） ■ 口コミ操作の禁止（サクラレビュー等の排除） ■ 契約を急がせる表現の禁止（熟慮の時間を奪うセールストークの禁止）
② 買取 取引	■ 査定・買取価格の透明性の担保	■ 単品査定の実施（低単価商材を除く） ■ 査定表控えの交付 ■ 明確な基準に基づいた査定の実施 ■ 査定員のスキル向上に向けた教育等 ■ 買取価格実績の透明性の確保（相場や過去実績の適切な開示）
	■ 押し買い等への対応	■ 不招請勧誘・再勧誘・迷惑勧誘の禁止 ■ 事前に合意した商材以外は査定しない（押し買いの防止）
	■ 取引の信頼性（クーリングオフ等の対応可否等）	■ 法定書面（契約書、クーリング・オフの書面）の交付 ■ クーリングオフへの確実な対応（買い取った商品の8日間の保管と、申出があった場合の返還） ■ 買取商品がクーリングオフの適用物品かどうかの説明

消費者の安全・安心に向けた工夫の実施例②

■ (つづき)

場面	消費者の主な不安	消費者の安全・安心のために行われることが望ましい主な取組等
③ 販売取引	■ 商品の品質・状態・真贋	■ 事業者による品質のチェック ■ 取扱説明書・付属品の添付 ※主に家電・電化製品等を想定 ■ 真贋に関する組織的なチェック体制の構築（複数人による確認、真贋判定専門部門の設置等） ※主にブランド品・貴金属類・骨とう品等を想定
	■ 販売品の適正な仕入れ・管理	■ リコール製品に関する情報収集 ■ 疑わしい持ち込み（大量に同一商品を持ち込むなど）における入手経路の確認や買取拒否 ■ コピー品の廃棄
	■ 情報開示・説明の適切さ	■ 販売マニュアルの標準化（説明内容・重要事項の統一） ■ 総額表示の徹底 ■ 根拠に基づく二重価格表示
	■ 配送・設置でのトラブルや事故	■ 大型商品の設置・回収対応
④ 取引後	■ 保証の有無	■ 中古品への保証 ※販売価格が非常に廉価なもの、製造から大幅に年数が経っている経年製品等以外を想定 ■ 盗品疑いが後から出た場合の対応（民法基準（2年以内）に基づき被害者へ無償で返還する体制を整える等）
	■ 商品に関する相談等への対応可否	■ 消費者からの問い合わせ窓口の設置
	■ 個人情報の取り扱い	■ 公的認証等の取得（プライバシーマーク等） ■ システム等による厳重管理（アクセス制御・暗号化・入退室管理等） ■ 社内規定の策定と従業員へのセキュリティ教育の徹底 ■ 買取品の個人情報消去（買取品のストレージ初期化・物理破壊等） ■ 漏洩防止のための内部監査（定期点検・ログ監査）

環境負荷低減に向けた取組の実施状況に係る優良事業者像（案）

- 本観点では、リユースに係る取組や事業を通じた環境負荷低減に資する取組と求められる行動を整理する。
- ガイドラインでは、これらの取組を示しつつ、リユースに伴う廃棄物の削減・製品の長寿命化等を通じて環境負荷低減に実質的に貢献することを求めることを想定する。

あるべき優良事業者像	■ リユースに伴う廃棄物の削減・製品の長寿命化等を通じて環境負荷低減に実質的に貢献している。
ガイドラインで示す「あるべき優良事業者」に求められる実施事項	■ 行動原則として、環境負荷低減に資する取組および、その実態把握を事業者を求める。

環境負荷低減に資する取組（例）	求められる行動（例）
①製品の長寿命化に資するリユース	■ リペア・クリーニング・メンテナンス等の実施 ■ 仕入れた商品のリユース（販売）状況の把握（点数あたり。但し、可能であれば重量あたりでも把握する）
②安易な廃棄の回避	■ 仕入れた商品を大量に廃棄する等の回避
③廃棄する売れ残り品（廃棄品）等の適正処理とリサイクルへの貢献	■ 廃棄品の適正処理 ■ 廃棄品の処理実態の把握（リサイクルされている割合・焼却されている割合等の把握）
④CO ₂ 削減効果等リユースに関する環境負荷低減効果の明示	■ 個別製品やリユース事業におけるCO₂削減効果の明示 ■ CO₂削減効果の算定方法や考え方に関する情報開示

企業ガバナンス体制等に係る優良事業者像（案）

- 本観点では、リユース事業者が安定かつ継続した事業運営を実現するための企業ガバナンス体制等を整理する。
- ガイドラインでは、健全な企業ガバナンス体制等の観点を示し、その観点と合致した企業運営を求めることを想定する。

あるべき優良事業者像	■ 安定かつ継続した事業運営を可能にする基盤として、健全な企業ガバナンス体制等を有する。
ガイドラインで示す「あるべき優良事業者」に求められる実施事項	■ 健全な企業ガバナンス体制等の観点を示し、その観点と合致した企業運営を求める。

<健全な企業ガバナンス体制等の観点>

- 「法令遵守」に記されている各種法令、及び事業活動に関係する法令を理解・遵守していること。
- 暴力団関係事業主でないこと（反社会的勢力に該当しないこと）。また、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 法令遵守、反社会的勢力排除のために、必要な対応を実施していること（社員教育の実施、モニタリング体制の構築等）。
- 財務上安定した経営基盤を有すること（例：営業利益等が継続的にプラスである等）。

※上記の整理にあたり、国が他に実施する認定制度や表彰等における、企業ガバナンス体制等に関連する評価項目を参考とした。
企業ガバナンス体制等に関する評価の観点は他にもあると考えられるが、中小規模の事業者も多いリユース事業者に対しても適用可能かつ、消費者の安全・安心という観点で特に重要と考えられる基本的項目を整理した。

ご意見をいただきたい事項

- 議事（３）では、優良事業者を定義する際の観点ごとに、あるべき優良事業者像及び、ガイドラインで示す具体的な内容（案）についてご意見をいただき、それらを取りまとめることを目的とする。

- 上記を踏まえ、特に以下についてご意見をいただきたい。
 - 各観点における「あるべき優良事業者像」に違和感等はないか。

 - 各観点におけるガイドラインで示す「あるべき優良事業者」に求められる実施事項に違和感等はないか。
また、特に各観点に関する以下整理に過不足・違和感等はないか。
 - － 調査対象とする法令等
 - － 消費者の主な不安、消費者の安全・安心のために行われることが望ましい主な取組等
 - － 環境負荷低減に資する取組と求められる行動
 - － 健全な企業ガバナンス体制等の観点

(参考) 用語集

- 本WGで議論する際に用いる用語を、以下の通り整理した。

用語	意味
安全・安心なリユース市場	■ 消費者が安全・安心を感じながら、リユースに関するサービスを利用できる市場。
適正なリユース市場	■ 環境負荷低減に資する取組を実施する、優良なリユース業者が評価される安全・安心なリユース市場。 ■ 環境省が、「リユース等の促進に関するロードマップ」で掲げる将来像において、創出を目指している。
あるべき優良事業者像	■ 「安全・安心なリユース市場」、ひいては「適正なリユース市場」の創出に貢献する優良な事業者を、複数の観点から具体化したもの。 ■ 優良事業者を定義する際の観点ごとに、ガイドラインに示す実施事項に取り組む事業者の姿。
優良事業者の評価基準/認定基準	■ 事業者を、優良事業者と評価・認定する際に用いる、具体的かつ第3者が判断可能な要求事項。 ※なお、本日のWGではここまで議論しないことを想定。